

香川県条例第17号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(中小企業高度化資金特別会計)</p> <p>第4条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による創業、中小企業の経営の革新、中小企業者の行う連携等、中小企業の集積の活性化及び災害により被害を受けた中小企業者の支援に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、<u>中小企業高度化資金特別会計</u>を設置する。</p>	<p>(小規模企業者等設備導入資金特別会計)</p> <p>第4条 <u>小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）の規定による小規模企業者等設備導入資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による創業、中小企業の経営の革新、中小企業者の行う連携等、中小企業の集積の活性化及び災害により被害を受けた中小企業者の支援に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、小規模企業者等設備導入資金特別会計</u>を設置する。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）附則第3条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例により実施することとされた小規模企業者等設備導入資金の貸付事業の経理については、改正後の第4条の規定にかかわらず、同条に規定する中小企業高度化資金特別会計において行うものとする。